

【ベトナム】 新投資法が成立

前・海外立法情報課 藤倉 哲郎

(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 2014年11月26日、新投資法が国会で可決された。投資可能な分野の厳格なネガティブリスト化を定めているほか、投資活動をより促進させる内容が含まれている。

1 旧投資法の問題点

改正前の旧投資法は、2005年に、所有形態の異なる企業の間で平等な法的地位を保障することを目的として、旧企業法などとともに制定された。両法はともに、国有企業、国内民間企業及び外国企業といったカテゴリーごとに別々の法律及び政令で定めていたものを、WTOの内外無差別原則に沿って、それぞれ1つの法律にまとめ、所有形態別の差別を撤廃した。しかし実際にはその差別が残っているとされ、改善が求められていた。今回の改正は、企業法の改正と同時に実施され、国内外の投資家及び企業が注目していた。

旧投資法で特に問題とされていたのは、同法が、投資を禁じる分野を列挙し、それ以外の分野を投資可能な分野とするネガティブリスト形式であったにもかかわらず、そのような機能を果たしていなかったことである。というのも旧投資法が列挙していた投資禁止分野及び条件付投資許可分野は概要に過ぎず、51の投資禁止分野が3つの政令に、386の条件付投資許可分野が、実に391の法律・政省令等によって定められていたからである(注1)。そのため、企業のみならず行政機関さえもすべてを把握していないという状況が生じ、企業から申請される投資の可否について、あたかも担当する行政機関に裁量権があるかのように運用されていた。(注2)。

また、国の財源に由来する投資活動の規制という面で、当初、国家予算を直接投入する公益的投資と、国有企業の投資活動とを1つの法律で規制することが検討されていたが、前者を公共投資法(2014年6月制定、2015年1月1日施行)が、後者を新投資法が規制するという立法方針に変更された。その結果として、新投資法には、無計画な経営を批判されてきた国有企業の投資活動をより効果的に規制する役割も期待されている。

2 新投資法の改正点

(1) 厳格なネガティブリスト化

新投資法で最も注目された点は、厳格なネガティブリスト化と規制分野の大幅な縮小である。投資が可能な分野について、新投資法は、「この法律が禁止していない領域、分野及び業種」(第5条第1項)とし、さらに、条件付投資許可分野は、法律、「法令」(国会の常務機関が公布する法形式)、政令及び国際協定のみによって指定され、省令及び地方の条例等では指定できないと明記した(第7条第3項)。そして、投資規制分野は、投資禁止分野が麻薬、特定の化学物質及び鉱物、国際条約等で保護されている動植物、売春、人身売買並びにヒトの無性生殖関連活動の6分野(第6条)に、条件付投資許可分野が金融、小売

り等の 272 分野（第 7 条第 2 項）に縮小され、かつそれらの詳細が同法の付表（第 1 号から第 4 号）に明記された。今後、新たに投資条件を加える場合、公開性及び透明性等の原則に従い、国の電子システム上に公開するとされている（第 7 条第 4 項及び第 5 項）。こうした規定によって、投資家及び企業は、基本的に投資法を参照すれば、投資可能な分野を容易に判断できるようになり、投資申請を受け付ける行政機関の裁量の余地が大幅に狭められた。

（2）自由な投資活動の保障

財産権について、旧投資法では、投資家の財産の非国有化原則等が定められていたに過ぎなかった。新投資法では、これを権利として明記する（第 9 条）とともに、国内の財及びサービスの優先購入又は使用を国が強制すること等を禁じる規定（第 10 条）を盛り込んで、より自由な投資活動を保障する内容となっている。さらに、国家機関や国有企業が参加している投資案件の一部について、その契約履行を政府が保障する制度を規定しており（第 12 条）、今後増えることが見込まれる官民パートナーシップ投資等でのトラブルを解決する仕組みが、この条を根拠に準備されるものと見込まれる。

（3）投資活動に対する国の監視強化と投資活動の促進

旧投資法では、3000 億ドン（約 17 億円）以上の投資及び条件付投資許可一覧に含まれる投資は、行政機関の審査が必要とされていた。新投資法では、経済的社会的に大きな影響があり、国会、政府又は地方政府の承認を必要とするとされた分野の投資（第 30 条から第 32 条）以外は、投資登録をしたうえで投資ができる。こうした規定は、旧法では地方省政府に集中していた審査権限の一部を国会及び政府に戻し、投資活動に対する国の監視を強化するとともに、審査対象となる投資内容をより明確に規定することで、その対象に属さない投資活動の促進を意図していると解される。

また、新投資法のもう 1 つの焦点であった国有企業の投資活動への監視強化については、承認された投資案件の内容と基準の履行状況を、管轄を有する行政機関だけでなく、国会や地方政府の議会が監督及び評価するという規定が盛り込まれる等、監視の強化及び評価制度の新設（第 69 条）が行われている。

このほか、新投資法では、各種の優遇措置が受けられる投資分野が拡大されている。旧法で列挙されたハイテク、農業、環境、インフラ、教育、医療、スポーツ・文化、伝統産業等の他に、付加価値率 30%以上の製造業、廃棄物処理及びリサイクル、高齢者及び障害者支援並びにマイクロクレジット等の分野が投資優遇分野として新たに加えられた（第 16 条）。

同法は、2015 年 7 月 1 日から施行される。

注（インターネット情報は 2015 年 3 月 16 日現在である。）

(1) “Thông qua Luật Đầu tư (sửa đổi) (改正投資法通過),” *Đầu Tư* (『投資』), 2014.11.26.

<<http://baodautu.vn/thong-qua-luat-dau-tu-sua-doi.html>>

(2) “Luật Đầu tư: Đột phá trong phương pháp tiếp cận (投資法：アクセス方法における突破),” *Đầu Tư*, 2014.11.10.< <http://baodautu.vn/luat-dau-tu-dot-pha-trong-phuong-phap-tiep-can.html>>